

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和4年9月29日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2200011号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2200002号

## 第1 結論

請求者のA社における平成28年6月25日から平成29年9月22日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年6月から平成29年8月までの標準報酬月額については、9万8,000円から26万円とする。

平成28年6月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年6月25日から平成29年9月22日まで

請求期間について、A社が健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(以下「資格取得届」という。)及び同被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)を誤った内容で届出を行っていたため、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く記録されている。

また、平成30年4月のA社との提訴前和解により同年6月に同社から支払われた解決金、及び令和2年5月の同社との訴訟上の和解により同年6月に同社から支払われた解決金が年金額に反映されていない。

さらに、A社は、和解が成立したとして令和2年6月に、平成28年6月の資格取得時の報酬訂正届及び平成29年度の算定基礎届の訂正届を提出し、年金事務所において標準報酬月額の訂正が行われ年金額が増額されたが、当該訂正に年金事務所の事務処理誤りがあったとして令和4年3月に、訂正後の標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされており、納得できない。

請求期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額に前述の解決金を加えた報酬月額に見合う額に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

年金記録の訂正請求のうち、標準報酬月額の相違に係る事案については、年金記録

訂正請求書兼年金記録に係る確認調査申立書（以下「訂正請求書」という。）の受付日を基準日とし、基準日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間（2年間）については、厚生年金保険法を適用し、基準日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を適用して判断することと定められている。

B年金事務所から提出された資料（以下「年金事務所提出資料」という。）及び請求者の陳述によると、請求者は、A社に係る厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書（以下「確認請求書」という。）を同年金事務所が受け付けた平成29年9月22日時点において、同社に係る請求期間の標準報酬月額記録についても訂正を求めていることがうかがえる。

しかしながら、年金事務所提出資料及びオンライン記録によると、B年金事務所は、前述の確認請求書の受付後、A社に対する調査を行い、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得年月日については、平成29年11月2日付けで、同社の資格取得届の訂正届により遡って平成28年6月25日に訂正しているものの、請求期間の標準報酬月額については、確認請求の対象ではないとしていることが確認できる。

また、上記後の対応等についてB年金事務所は、「平成30年8月に、請求者から資格取得時の報酬に係る訂正が行われていないことについて調査の瑕疵の申立てがあり、同年9月に再度事業所調査を実施した。しかし、請求者に支給されていた出張費の取扱いについて疑義が生じたこと、及び請求者と事業所の裁判の判決内容による届書提出の指導を行うこととなったことから、裁判の和解成立後の令和2年6月に事業所から資格取得届（報酬訂正）を受理し、請求者に訂正請求書一式を送付し、同年7月に請求者の訂正請求書を受け付けた。訂正請求書の受付日を基準日とする厚生年金保険法及び特例法に係る取扱いを十分に理解せず、請求者との対応を行っており、認識不足により、請求期間の標準報酬月額記録が、厚生年金保険法第75条本文該当記録（年金額の計算の基礎とならない記録）となった。」旨回答している。

これらの事実からすると、B年金事務所が、請求者の確認請求書を受け付けた平成29年9月22日の時点で、請求期間に係る標準報酬月額記録の訂正を求めている請求者に、確認請求書に併せて訂正請求書の提出を求めなかったことに合理的な事情は認められず、同年金事務所の対応は適切ではなかったと考えられる。

したがって、B年金事務所が請求者の確認請求書を受け付けた平成29年9月22日に、請求者から訂正請求書が提出されたものとみなして、請求期間については、同日を基準日として厚生年金保険法を適用するのが適当であると認められる。

また、請求者から提出された給料支払明細書及び給与内訳によると、請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、A社が令和2年6月2日にB年金事務所へ提出した資格取得届（報酬訂正）のとおり、26万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、26万円に訂正することが必要である。

なお、請求者は、提訴前和解により平成30年6月にA社から支払われた解決金(100万円、以下「解決金1」という。)及び訴訟上の和解により令和2年6月に同社から支払われた解決金(37万4,168円、以下「解決金2」という。)について、厚生年金保険法における報酬として認めてほしい旨主張しているが、解決金1は、具体的な計算根拠に基づいて支払われたものと認められず、解決金2は詳細な内訳が不明であるため、解決金1及び2を厚生年金保険法における報酬として認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2200013号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2200003号

## 第1 結論

平成3年11月から平成4年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和20年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年11月から平成4年12月まで

請求期間について、自宅に集金に来ていた婦人会の人を通じて国民年金保険料を納付したにもかかわらず、年金記録では未納となっており、過去に第三者委員会に申立てを行ったが、証明できるものがないとして訂正が認められなかった。

この度、平成4年分の確定申告書の控えが見つかり、社会保険料控除の欄に国民年金の記載があり、請求期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成4年分の所得税の確定申告書の控えの写し(以下「申告書控えの写し」という。)を提出し、請求期間の国民年金保険料を、自宅に集金に来ていた婦人会の人を通じて納付した旨主張している。

しかしながら、申告書控えの写しの社会保険料控除の欄に、「国保年金460,000」と記載されていることが確認できるが、国民年金保険料と国民健康保険税の内訳が記載されておらず、当該社会保険料控除額について検証したものの、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを確認することができない。

また、A町等が合併して平成17年4月1日に設立されたB市は、「請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されたことは確認できない。A町の国民年金保険料の集金組織、集金人等に係る資料は保管していない。」旨回答している。

さらに、請求者は、請求者の妻も請求期間の国民年金保険料と一緒に納付していたとしているが、A町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者及び請求者の妻は、請求期間及びその前後の期間について、いずれも20年以上の期間にわたって未納と記録されていることが確認できる。

加えて、前述の申告書控の写しのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。